

## <報道発表資料>

令和4年7月15日

### 令和3年度埼玉県消費生活相談年報を公表 ～「偽サイト」「暮らしのレスキューサービス」 に関する相談が増加～

埼玉県及び県内市町村では、県民の皆さまから消費生活に関する相談を受け付け、解決のためのアドバイスや事業者とのあっせんを行っています。

このたび、令和3年度に県及び県内市町村で受け付けた消費生活相談の内容をとりまとめた令和3年度埼玉県消費生活相談年報を作成しました。

相談件数は48,530件で、前年度53,322件に比べ4,792件(9.0%)の減少となりました。

なお、年報と年報の概要版はホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/nenpou/>

#### ● 相談の概要

##### 1 通信販売での定期購入に関する相談が高止まりしています。

- 3年度の相談件数は3,125件となり、前年度の4,319件に比べると1,194件(27.6%)減少していますが依然として多く、特に20歳未満の若者の相談のうち24.8%を占めています。
- 「インターネットの広告では定期購入と確認できなかった。」「事業者と連絡が取れず解約できない。」などの相談が寄せられました。

##### 2 「偽サイト」に関する相談が増加しています。

- 前年度の799件に比べ471件(58.9%)増加し、1,270件の相談が寄せられました。服やカバン、家具や食生活機器など、身の回り品に関する相談が多くなっています。
- 「注文したが商品が届かない。」「偽ブランド品が届いた。」などの相談が多く寄せられました。

##### 3 「暮らしのレスキューサービス」に関する相談が増加しています。

- 前年度の283件に比べ192件(67.8%)増加し、475件の相談が寄せられました。契約購入金額5万円以上の相談が約75%を占めるなど、高額になる傾向があります。
- 「広告で表示されていた金額よりも実際の修理金額がかなり高額であった。」などの相談が寄せられました。

## ● 相談窓口

商品を購入したりサービスを利用しておかしいと感じたり、トラブルが生じてしまった場合には、一人で悩まずに、すぐに市町村の消費生活センターや、県の消費生活支援センターに御相談ください。

全国共通の「消費者ホットライン」<sup>い や や</sup>188番にお電話いただければ、お近くの消費生活センターなどにつながります。

消費者ホットライン【全国共通】<sup>い や や</sup>188  
地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内します。

埼玉県消費生活支援センター（川口） 048-261-0999

埼玉県消費生活支援センター熊谷 048-524-0999

【相談時間】月・火・水・木・金（※川口は土も受付） 午前9時～午後4時

市町村の消費生活相談窓口は以下のリンクから確認できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/b0304/soudanmadoguti/soudanmadoguti-sityouson.html>